

議案第 3 4 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年佐倉市条例第 9 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

1 取得する財産

指導者用端末及び大型提示装置

2 取得の方法

一般競争入札による買入れ

3 取得に要する金額

6, 5 4 5 万円

4 取得に係る相手方

千葉市中央区問屋町 1 番 3 5 号

株式会社大崎コンピュータエンジニアリング 千葉支店

支店長 上 田 剛 史

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

佐倉市長 西田 三十五